

技第558号
平成29年11月15日

県庁関係各課長
関係各現地機関の長 } 様

県土整備部技術検査課長

既存塗膜の剥離作業に係る、鉛等有害物の含有状況の確認について

鉛等有害物を含有する既存塗膜の剥離作業については、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け厚生労働省通達）で通知されているところですが、中部地方整備局から別添のとおり通知がありましたので、下記に留意の上、適切に対応をお願いします。

記

1. 既存塗膜の成分調査（鉛等有害物の含有状況）

工事着手前までに塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い鉛等含有物の含有状況を確認する。

2. 労働者の健康障害防止に必要な措置の実施

鉛等有害物の含有が確認された場合は、厚生労働省の基準の「（塗料の剥離等作業を請け負う事業者について）」に基づく安全な方法で対応することを工事の受注者へ周知すること。

本文書は、下記に掲載しています。

RENTAI POTAL → リンク集 → 基盤関係 61 建設技術ポータル
→ III 監督業務 → 33 施工管理 → 331 通知文

県土整備部技術検査課建設技術係			
係長	小原	担当	豊田
TEL	058-272-1111（内線2294）		
E-mail	c11656@pref.gifu.lg.jp		